

省エネルギー改修住宅の固定資産税減額制度

平成 20 年度税制改正により、住宅の省エネルギー対策促進のための制度が創設されました。平成 20 年以前に建築された住宅について、一定の省エネ改修工事をした場合、工事の翌年度に限り固定資産税の 3 分の 1 が減額されます。

■対象住宅

平成 20 年 1 月 1 日以前に建築された借家を除く、専用住宅・共同住宅・併用住宅
(ただし、居住部分割合が 2 分の 1 以上)

■改修工事の条件

平成 20 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の間に施工された下記の工事で、

(1) ①又は①を含む②～④の工事

・ ①窓の改修工事 ②床の断熱工事 ③壁の断熱工事 ④天井の断熱工事

(2) 現行の省エネ基準に適合する一戸あたり 50 万円以上の改修工事である事

■減額範囲

120 ㎡までの相当分について家屋の固定資産税の 3 分の 1 (工事翌年度のみ)

※120 ㎡を超える部分は減額されません。

新築住宅・耐震改修の減額との同時適用はできません。

■申告の手続き

省エネ改修工事の完了後 3 ヶ月以内に、下記の書類を添付し、税務課資産税班に申告してください。

■提出する書類

①熱損失防止改修工事 (省エネ改修) に係る固定資産税減額申告書

省エネ改修が完了した 3 ヶ月以内に提出できなかった場合には、その理由を備考欄に記入してください。

②省エネ基準に適合することを証する書類

(地方税法施行規則附則第 7 条第 8 項の規定に基づく証明書)

・ 次の者がこの証明書を発行することができます。

ア：建築士 イ：指定確認検査機関 ウ：登録住宅性能評価機関

エ：住宅瑕疵担保責任法人

③工事費用を証する書類